

平成 19 年 6 月 15 日
緑資源機構談合等の再発防止
のための第三者委員会

論点・課題の整理について

注 この論点・課題の整理は、これまでの本委員会において述べられた意見及び提出された資料を踏まえ、談合等の再発防止策の策定に関する論点・課題をまとめたものであり、農林水産省に対し、次回委員会までに所要の検討を求めるものである。

【検討の前提】

- ① 緑資源機構の組織について、6 月 1 日に赤城農林水産大臣から廃止の方向で検討との指示が出されたので、当委員会としては、それを前提として所要の検討を進めることとなる。
- ② 本件は、発注者が関与した典型的な官製談合であり、入札について発注手続等の適正化を図るだけでは防ぎきれない問題であるため、再発防止のためには事業、人事、組織のあり方を含めた幅広い見直しが必要である。
- ③ 農水省は、本委員会での審議を求める以上、上記の点を踏まえ、緑資源機構、受注法人、林野庁の事業のやり方、人事システム、組織のあり方の見直しについて包括的な基本姿勢を明確にする必要がある。
- ④ なお、その際、次の諸点に留意することが必要である。
 - ・ 過去に策定された各種談合再発防止策を参考として、本件事案の対策として必要なものを整理集約し、検討の素材とすることが有益である。
 - ・ 本件の事実関係については検察当局の捜査等による解明を待たなければならぬが、同じ問題を抱える他省庁への強い刺激とするためにも、起訴事実が真実であるとして再発防止策を検討する必要がある。
 - ・ いわゆる「天下り」が官製談合を生む構造になっていたという認識を持ち、その構造まで踏み込んだ対策を講ずることが必要である。
 - ・ 一般競争入札への移行後も、入札制度の健全な運営が維持されるよう、適切な措置を講じていくことが必要である。

【緑資源機構】

- ① 談合を日常的に繰り返していた組織については、根本論に立ち返って、組織のあり方を見直すべきである。
- ② 再就職者の在籍する組織が受注業者として談合を行うという構図が再現されないよう、緑資源幹線林道事業のみならず緑資源機構の他の事業についても長期的に注意深く監視すべきである。
- ③ 入札調書等に現れた要注意シグナルが見過ごされた背景を分析し、対策を

検討すべきである。

- ④ 機構内部や機構・林野庁間の閉鎖性を打破するための対策を検討すべきである。
- ⑤ 機構の今後のあり方については、現行事業の必要性を十分に検討すべきである。なお、その際、機構や機構職員の知識・経験を生かす点にも配慮する必要がある。
- ⑥ 官製談合があれば発注費が一般競争入札に比べて割高になるとの指摘があることから、これまでの機構への補助金額は過大との認識を持ち、予算についての検討を行うべきである。

【受注法人】

- ① 談合に深く関わった公益法人は、設立許可の取消しを行うなど厳しく対処する必要がある。
- ② 租税の減免を受ける公益法人が、公益事業として民間営利企業と入札で競争することの妥当性には疑問があり、そもそも公正競争が成り立たないから、そのような公益事業は整理されるべきである。
- ③ 発注者又はその監督官庁から受注法人に対する「天下り」は、競争入札の健全な運営が損なわれる可能性を否定できず、そのような再就職のあり方を根本的に再検討すべきである。

【林野庁】

- ① 国有林野事業の一部を独立行政法人に移管することなどについて「22年度末までに検討する」とされているが、このことは今回の事案の処理とどのような関連を持つのかを明らかにする必要がある。
- ② 監督庁である林野庁が今回の談合事案を防止できなかった背景について分析し、独立行政法人との関係を含め、その組織・人事・事業のあり方の検討に役立てることが必要である。
- ③ 本件は、機構の事業についての入札談合という面のみならず、林野行政に対する国民の信頼を著しく損なった事案であり、農水省としても、国民の信頼回復のために何が必要かを、明らかにすべきである。
- ④ なお、その際、次の点に留意すべきである。
 - ・ 再就職者の在籍する企業への発注、一般競争入札以外の発注方法の有無などについて、調査・公表を行うべきである。
 - ・ 過去に類似の官製談合が摘発されていたにもかかわらず同様の事件が起こったことへの厳しい反省の上に立ち、徹底した監視態勢を確立すべきである。